

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【公表番号】特表2001-507713(P2001-507713A)

【公表日】平成13年6月12日(2001.6.12)

【出願番号】特願平10-530697

【国際特許分類第7版】

C 0 7 C 55/02

A 6 1 K 31/19

A 6 1 K 31/20

A 6 1 K 31/23

A 6 1 P 3/04

A 6 1 P 3/06

A 6 1 P 3/10

C 0 7 C 69/34

【F I】

C 0 7 C 55/02

A 6 1 K 31/19

A 6 1 K 31/20

A 6 1 K 31/23

A 6 1 P 3/04

A 6 1 P 3/06

A 6 1 P 3/10

C 0 7 C 69/34

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月3日(2004.12.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 手 続 補 正 書

平成16年12月 3日

特許庁長官 殿



## 1. 事件の表示

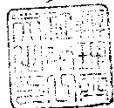
平成10年特許願第530697号

## 2. 補正をする者

名 称 イッサム・リサーチ・アンド・ディベローペメント・  
カンパニー・オブ・ザ・ヘブルー・ユニヴァーシティ・オブ・  
エルサレム

## 3. 代 理 人

住 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル206区  
ユアサハラ法律特許事務所  
電 話 3270-6641~6  
氏 名 (8970) 弁理士 社 本 一 夫



## 4. 補正対象書類名

請求の範囲

## 5. 補正対象項目名

請求の範囲



## 6. 補正の内容

別紙の通り

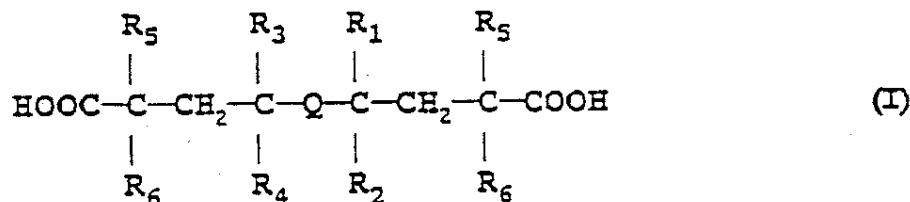


(別紙)

(1) 請求の範囲を次の通り補正する。

『請求の範囲

1. 一般式 (I) :



(式 (I) において

$R_1 - R_4$  のそれぞれは独立に水素原子あるいは無置換若しくは置換ヒドロカルビル若しくはヘテロサイクリルラジカルであり；

$R_5$  及び  $R_6$  はそれぞれ独立に水素原子、ヒドロキシル、低級アルキル、クロロ、ブロモ、シアノ、ニトロ、低級アルコキシ、若しくはトリフルオロメチルであり；

$Q$  は 2 ないし 14 炭素原子の直鎖からなるジラジカルであり、その炭素原子の 1 つ若しくはそれ以上はヘテロ原子により置き換えられていてもよく、上記鎖は場合により不活性置換基により置換されていてもよく、且つ、鎖を形成する上記炭素原子若しくはヘテロ原子の一つ若しくはそれ以上は場合により環構造の一部を形成していてもよく、及び、カルボキシル基の一つ若しくは双方は in vivo で加水分解可能な生理学的に容認される置換基によって置換されていてもよいが；但し、

$R_1 - R_4$  及び  $R_5 - R_6$  の全てが水素原子を表す化合物、

$R_5$  および  $R_6$  が  $CH_3$  を表し、 $R_1 - R_4$  が H を表し、そして  $Q$  が 2 ないし 6 または 10 炭素原子の直鎖を表す化合物、および

$R_1 - R_4$  が  $CH_3$  を表し、 $R_5$  および  $R_6$  が H を表し、そして  $Q$  が 2 ないし 3 炭素原子の直鎖を表す化合物、および

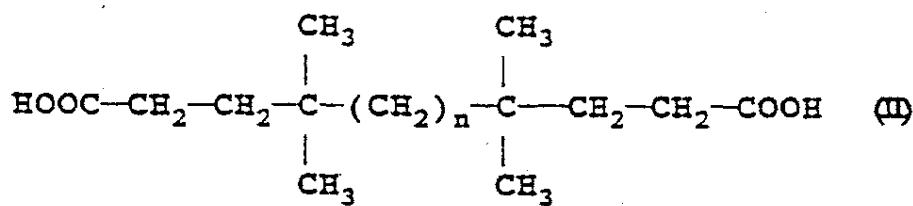
$R_5$  および  $R_6$  が クロロまたはブロモを表し、 $R_1 - R_4$  が H を表し、そして  $Q$  が 2 ないし 12 炭素原子の直鎖を表す化合物、

は除外される)

で表される化合物。

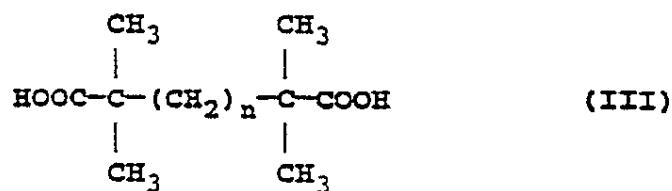
2.  $R_5$  及び  $R_6$  が独立にヒドロキシル、メチル、エチル、メトキシ若しくはクロロを表す、請求項 1 に記載の化合物。

3. 式 (II) :



(ここにおいて、 $n$  は 1 ないし 13 および 1 5 ないし 1 8 の整数である)  
で表される化合物；及びその in vivo で加水分解可能な官能性誘導体。

4. 式 (III) :



(ここにおいて  $n$  は 1 2 – 1 6 の整数である)

で表される化合物；及びその in vivo で加水分解可能な官能性誘導体。

5. 加水分解可能な誘導体が、薬理学的に許容可能な無機若しくは有機カチオン、エステル、アミド若しくは低級アルカン酸の無水物若しくはそのような酸のエステル、アミド、若しくは無水物であるような請求項 1 に記載の化合物。

6. 化合物 4, 4, 11, 11-テトラメチルテトラデカンジオイックアシド。

7. 化合物 4, 4, 13, 13-テトラメチルヘキサデカ-2, 5, 11, 14-テトラエンジオイックアシドジエチルエステル。

8. 化合物 4, 4, 13, 13-テトラメチルヘキサデカンジオイックアシド。

9. 化合物 4, 4, 15, 15-テトラメチルオクタデカンジオイックアシド。

10. 化合物 2, 2, 15, 15-テトラメチルヘキサデカンジオイックアシド。

1 1 . 請求項 1 に記載の化合物を活性成分として含む薬剤組成物。

1 2 . 式 ( I ) において

$R_1 - R_4$  のそれぞれは独立に水素原子あるいは無置換若しくは置換ヒドロカルビル若しくはヘテロサイクリラジカルであり；

$R_5$  及び  $R_6$  はそれぞれ独立に水素原子、ヒドロキシル、低級アルキル、クロロ、ブロモ、シアノ、ニトロ、低級アルコキシ、若しくはトリフルオロメチルであり；

$Q$  は 2 ないし 14 炭素原子の直鎖からなるジラジカルであり、その炭素原子の 1 つ若しくはそれ以上はヘテロ原子により置き換えられていてもよく、上記鎖は場合により不活性置換基により置換されていてもよく、且つ、鎖を形成する上記炭素原子若しくはヘテロ原子の一つ若しくはそれ以上は場合により環構造の一部を形成していてもよく、及び、カルボキシル基の一つ若しくは双方は *i n v i t r o* で加水分解可能な生理学的に容認される置換基によって置換されていてもよいが；但し、

$R_1 - R_4$  及び  $R_5 - R_6$  の全てが水素原子を表す化合物は除外される、化合物を有効量、活性成分として含む、肥満、脂肪過剰血症、及び成人期発病糖尿病の治療用薬剤組成物。

1 3 . 請求項 1 に記載の化合物を有効量、活性成分として含む、肥満、脂肪過剰血症、及び成人期発病糖尿病の治療用薬剤組成物。

1 4 . 単位投与量の形態あたりの活性成分の量がおよそ 50 ないし 500 mg である、請求項 1 1 に記載の薬剤組成物。

1 5 . 単位投与量の形態あたりの活性成分の量がおよそ 50 ないし 500 mg である、請求項 1 2 に記載の薬剤組成物

1 6 . 活性成分が請求項 2 に記載の化合物である薬剤組成物。

1 7 . 活性成分が請求項 3 に記載の化合物である薬剤組成物。

1 8 . 活性成分が請求項 4 に記載の化合物である薬剤組成物。

1 9 . 活性成分が、 $n = 14$  である式 ( III ) の化合物またはその *i n v i t r o* で加水分解可能な誘導体である薬剤組成物。

2 0 . 請求項 1 2 の薬剤組成物を患者に投与することによる、肥満、脂肪過剰血症、及び成人期発病糖尿病の治療方法。

21. 化合物を患者に経口投与、非経口投与、または局所投与する、請求項20の方法。

22. 化合物を患者に1日当たり50mgないし5,000mg投与する請求項20の方法。』